



# 宮 崎 県 公 報

平成30年3月27日(火曜日)号外 第8号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 条 例

○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院局) 2	条例…………… (病院局) 2
○後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する	○市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 2
	○宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例…………… (監査事務局) 3
	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 3

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第27号)

- 改正の理由及び主な内容  
県立病院の分娩料<sup>べん</sup>の上限額を改めるため、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、平成30年7月1日から施行することとしました。

### ◎ 後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第28号)

- 改正の理由及び主な内容  
宮崎県産科専門医研修資金貸与条例の制定及び宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第29号)

- 改正の理由及び主な内容  
平成29年度の義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し等を踏まえ、教員特殊業務手当の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例 (条例第30号)

- 改正の理由及び主な内容  
地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第31号)

- 改正の理由及び主な内容  
自動車保管場所証明通知申請手数料等の新設及び運転免許試験手数料等の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第27号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
料 金 等	単 位	金 額	料 金 等	単 位	金 額
[略]			[略]		
3 分娩料	1児につき	<u>20万円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	3 分娩料	1児につき	<u>23万円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額
[略]			[略]		
[略]			[略]		

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第28号

後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

後期研修医研修資金貸与条例（平成25年宮崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（貸与の対象者） 第3条 後期研修医研修資金の貸与を受けることができる者は、初期臨床研修を修了後、大学講座のうち管理者が定めるものに在籍して後期臨床研修を受ける者で、後期研修医研修資金の貸与を受ける期間を満了した後、県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しようとするものとする。ただし、次に掲げる者を除く。 （1） [略] （2） 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例（平成20年宮崎県条例第25号）に基づき <u>医師研修資金</u> の貸与を受けている者又は受けた者でその返還の免除の要件に該当しないもの （3） <u>前2号</u> に掲げるもののほか、これらに類するものとして管理者が定める者	（貸与の対象者） 第3条 後期研修医研修資金の貸与を受けることができる者は、初期臨床研修を修了後、大学講座のうち管理者が定めるものに在籍して後期臨床研修を受ける者で、後期研修医研修資金の貸与を受ける期間を満了した後、県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しようとするものとする。ただし、次に掲げる者を除く。 （1） [略] （2） 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例（平成20年宮崎県条例第25号）に基づき <u>研修資金</u> の貸与を受けている者又は受けた者でその返還の免除の要件に該当しないもの <u>（3） 宮崎県産科専門医師研修資金貸与条例（平成30年宮崎県条例第14号）に基づき研修資金の貸与を受けている者又は受けた者でその返還の免除の要件に該当しないもの</u> （4） <u>前3号</u> に掲げるもののほか、これらに類するものとして管理者が定める者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第29号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当) 第 4 条 [略] 2～4 [略] 5 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。 (1)・(2) [略] (3) 前項第 2 号の業務 4,250円 (4) 前項第 3 号の業務 4,250円 (5) 前項第 4 号の業務 3,000円 6・7 [略]	(特殊勤務手当) 第 4 条 [略] 2～4 [略] 5 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。 (1)・(2) [略] (3) 前項第 2 号の業務 5,100円 (4) 前項第 3 号の業務 5,100円 (5) 前項第 4 号の業務のうち、従事した時間が 3 時間以上であるもの 3,000円 (6) 前項第 4 号の業務のうち、従事した時間が 2 時間以上 3 時間未満であるもの 2,000円 6・7 [略]

(県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年宮崎県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教員特殊業務手当) 第 5 条 [略] 2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。 (1)・(2) [略] (3) 前項第 2 号の業務 4,250円 (4) 前項第 3 号の業務 4,250円 (5) 前項第 4 号の業務 3,000円 (6) [略]	(教員特殊業務手当) 第 5 条 [略] 2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。 (1)・(2) [略] (3) 前項第 2 号の業務 5,100円 (4) 前項第 3 号の業務 5,100円 (5) 前項第 4 号の業務のうち、従事した時間が 3 時間以上であるもの 3,000円 (6) 前項第 4 号の業務のうち、従事した時間が 2 時間以上 3 時間未満であるもの 2,000円 (7) [略]

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第30号

##### 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例

宮崎県監査委員条例(昭和39年宮崎県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議員のうちから選任する監査委員の数) 第 2 条 法第 196 条第 1 項の規定により、議員のうちから選任する監査委員の数は、2 人とする。 (請求又は要求による監査) 第 6 条 法第 75 条第 1 項、法第 98 条第 2 項及び法第 242 条第 1 項の規定による請求に基づく監査並びに法第 199 条第 6 項及び第 7 項、法第 235 条の 2 第 2 項並びに法第 243 条の 2 第 3 項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から 15 日以内に始めるものとする。	(議員のうちから選任する監査委員の数) 第 2 条 法第 196 条第 1 項及び第 6 項の規定により、議員のうちから選任する監査委員の数は、2 人とする。 (請求又は要求による監査) 第 6 条 法第 75 条第 1 項、法第 98 条第 2 項及び法第 242 条第 1 項の規定による請求に基づく監査並びに法第 199 条第 6 項及び第 7 項、法第 235 条の 2 第 2 項並びに法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から 15 日以内に始めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第31号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																		
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(65)の2 [略]</p> <p><u>(66) 道交法第 101条の3第1項ただし書の規定に基づく道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号）第37条の6に規定する講習 特定任意講習手数料</u></p> <p><u>(66)の2・(66)の3</u> [略]</p> <p>(67)・(68) [略]</p> <p>(69)～(69)の4 [略]</p> <p>(70) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）<u>第4条第1項</u>の規定に基づく自動車の保管場所の証明の申請に対する審査 <u>自動車保管場所証明申請手数料</u></p> <p><u>(71) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の保管場所標章の交付 自動車保管場所標章交付手数料</u></p> <p><u>(72) [略]</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>7 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料</td> <td></td> <td>[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>12 機械警備業務管理</td> <td></td> <td>[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					7 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料		[略]	<u>2,000円</u>		[略]					12 機械警備業務管理		[略]	<u>2,000円</u>		<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(65)の2 [略]</p> <p><u>(66)・(66)の2</u> [略]</p> <p>(67)・(68) [略]</p> <p><u>(68)の2 道交法第 108条の2第2項に規定する講習 特定任意講習手数料</u></p> <p>(69)～(69)の4 [略]</p> <p>(70) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）<u>第4条第1項本文</u>の規定に基づく自動車の保管場所の証明書の交付の申請に対する審査 <u>自動車保管場所証明書交付申請手数料</u></p> <p><u>(71) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定に基づく自動車の保管場所の証明の通知に係る申請に対する審査 自動車保管場所証明通知申請手数料</u></p> <p><u>(72) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の保管場所標章の交付（同法第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときを除く。） 自動車保管場所標章交付手数料</u></p> <p><u>(73) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項の規定に基づく自動車の保管場所標章の交付（同法第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときに限る。） 自動車保管場所証明通知申請に係る保管場所標章交付手数料</u></p> <p><u>(74) [略]</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>7 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料</td> <td></td> <td>[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>1,800円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>12 機械警備業務管理</td> <td></td> <td>[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>1,800円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					7 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料		[略]	<u>1,800円</u>		[略]					12 機械警備業務管理		[略]	<u>1,800円</u>	
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																															
[略]																																																			
7 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料		[略]	<u>2,000円</u>																																																
[略]																																																			
12 機械警備業務管理		[略]	<u>2,000円</u>																																																
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																																															
[略]																																																			
7 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料		[略]	<u>1,800円</u>																																																
[略]																																																			
12 機械警備業務管理		[略]	<u>1,800円</u>																																																

者資格 者証書 換え手 数料						者資格 者証書 換え手 数料					
[略]					[略]						
13の4 探偵業 変更届 出証明 書交付 手数料		[略 ]	1,500円			13の4 探偵業 変更届 出証明 書交付 手数料		[略 ]	1,600円		
13の5 探偵業 届出証 明書再 交付手 数料		[略 ]	1,000円			13の5 探偵業 届出証 明書再 交付手 数料		[略 ]	1,100円		
[略]					[略]						
18 風俗 営業所 構造又 は設備 変更承 認申請 手数料		[略 ]	11,000円			18 風俗 営業所 構造又 は設備 変更承 認申請 手数料		[略 ]	9,900円		
[略]					[略]						
20 特例 風俗営 業者認 定申請 手数料		[略 ]	15,000円	風営法第10 条の2第1 項の規定に 基づく特例 風俗営業 者の認定の申 請を行う者 が同時に他 の同項の規 定に基づく 認定を受け ようとする 場合におけ る当該他の 同項の規定 に基づく認 定の申請に 係る手数料 の額は、 <u>1</u> <u>万 1,700円</u> とする。		20 特例 風俗営 業者認 定申請 手数料		[略 ]	13,000円	風営法第10 条の2第1 項の規定に 基づく特例 風俗営業 者の認定の申 請を行う者 が同時に他 の同項の規 定に基づく 認定を受け ようとする 場合におけ る当該他の 同項の規定 に基づく認 定の申請に 係る手数料 の額は、 <u>10</u> <u>,000円</u> とす る。	
[略]					[略]						
27の5 特定遊 興飲食 店営業 許可申 請手数	[略]			1 許可の 申請を行 う者が同 時に他の 風営法第 31条の22		27の5 特定遊 興飲食 店営業 許可申 請手数	[略]			1 許可の 申請を行 う者が同 時に他の 風営法第 31条の22	

料				の規定に 基づく許 可の申請 を行う場 合におけ る当該他 の同条の 規定に基 づく許可 の申請に 係る手 料の額は 、それぞ れ金額の 欄に定め る額から 8,000円 を減じた 額とする 。 2 [略]
[略]				
28 質屋 営業許 可申請 手数料		[略]	25,000円	
[略]				
39 国際 競技に 参加す る外国 人に対 する銃 砲又は 刀剣類 所持許 可申請 手数料		[略]		銃刀法第6 条第1項の 規定に基づ く許可の申 請を行う者 が同時に他 の同項の規 定に基づく 許可の申請 を行う場合 における当 該他の同項 の規定に基 づく許可の 申請に係る 手数料の額 は、1,600 円とする。
[略]				
41 銃砲 又は刀 剣類所 持許可 証再交 付手 料		[略]	2,200円	
[略]				
料				の規定に 基づく許 可の申請 を行う場 合におけ る当該他 の同条の 規定に基 づく許可 の申請に 係る手 料の額は 、それぞ れ金額の 欄に定め る額から 8,700円 を減じた 額とする 。 2 [略]
[略]				
28 質屋 営業許 可申請 手数料		[略]	22,000円	
[略]				
39 国際 競技に 参加す る外国 人に対 する銃 砲又は 刀剣類 所持許 可申請 手数料		[略]		銃刀法第6 条第1項の 規定に基づ く許可の申 請を行う者 が同時に他 の同項の規 定に基づく 許可の申請 を行う場合 における当 該他の同項 の規定に基 づく許可の 申請に係る 手数料の額 は、1,800 円とする。
[略]				
41 銃砲 又は刀 剣類所 持許可 証再交 付手 料		[略]	1,900円	
[略]				

45	火業 類運搬 証明書 交付手 数料	[略 ]	2,400円	
[略]				
50	核燃 料物質 等運搬 証明書 書換え 手数料	[略 ]	4,600円	
[略]				
53の6	駐車監 視員資 格者証 再交付 手数料	[略 ]	2,000円	
[略]				
56	運転 免許試 験手数 料	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る試験（道交法第97 条の2第1項第1号又は第 2号に該当して同項の規定 の適用を受ける場合に限る 。）	[略 ]	1,600円
[略]				
	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る試験（道交法第97 条の2第1項の規定の適用 を受けない場合に限る。）	同	4,400円	道交法第97 条第1項第 2号に掲げ る事項につ いて行う試 験を公安委 員会が提供 する自動車 を使用して 受ける場合 にあつては 、7,050円 とする。
[略]				
	普通自動車免許に係る試験 （道交法第97条の2第1項 第3号又は第5号に該当し て同項の規定の適用を受け る場合に限る。）	同	1,850円	
	普通自動車免許に係る試験	同	2,200円	道交法第97
45	火業 類運搬 証明書 交付手 数料	[略 ]	2,100円	
[略]				
50	核燃 料物質 等運搬 証明書 書換え 手数料	[略 ]	5,400円	
[略]				
53の6	駐車監 視員資 格者証 再交付 手数料	[略 ]	1,800円	
[略]				
56	運転 免許試 験手数 料	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る試験（道交法第97 条の2第1項第1号又は第 2号に該当して同項の規定 の適用を受ける場合に限る 。）	[略 ]	1,550円
[略]				
	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る試験（道交法第97 条の2第1項の規定の適用 を受けない場合に限る。）	同	4,100円	道交法第97 条第1項第 2号に掲げ る事項につ いて行う試 験（以下「 <u>技能試験</u> という。） を公安委員 会が提供す る自動車（ 以下「 <u>試験 車</u> という 。）を使用 して受ける 場合にあつ ては、6,6 00円とする 。
[略]				
	普通自動車免許に係る試験 （道交法第97条の2第1項 第3号又は第5号に該当し て同項の規定の適用を受け る場合に限る。）	同	1,900円	
	普通自動車免許に係る試験	同	2,550円	技能試験を

				<p>（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）</p>			<p><u>条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</u>にあつては、<u>3,100円</u>とする。</p>	
[略]								
			同	<p>2,950円</p>		<p>道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>4,500円</u>とする。</p>		
			同	<p>1,850円</p>				
[略]								
			同	<p>1,750円</p>				
[略]								
			同	<p>4,550円</p>		<p>道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>7,650円</u>とする。</p>		
[略]								
							<p>試験車を使用して受ける場合にあつては、<u>3,350円</u>とする。</p>	
[略]								
			同	<p>2,600円</p>		<p>特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）</p>	<p>技能試験を試験車を使用して受ける場合にあつては、<u>4,050円</u>とする。</p>	
			同	<p>1,900円</p>				
[略]								
			同	<p>1,700円</p>				
[略]								
			同	<p>4,800円</p>		<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）</p>	<p>技能試験を試験車を使用して受ける場合にあつては、<u>7,650円</u>とする。</p>	
[略]								



	仮運転免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	2,850円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,400円とする。			仮運転免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	2,900円	技能試験を試験車を使用して受ける場合にあつては、4,350円とする。
56の2	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	[略]	4,050円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、6,700円とする。	56の2	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	[略]	3,900円	試験車を使用して受ける場合にあつては、6,400円とする。	
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	同	3,850円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,750円とする。		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	同	3,750円	試験車を使用して受ける場合にあつては、4,550円とする。	
57	審査手数料	[略]	1,450円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,000円とする。	57	審査手数料	[略]	1,400円	試験車を使用して受ける場合にあつては、2,850円とする。	
58	運転免許証 交付手数料	[略]	1,100円		58	運転免許証 交付手数料	[略]	1,150円		
59	運転免許証 再交付手数料	[略]	1,100円		59	運転免許証 再交付手数料	[略]	1,150円		
59の2	道交法に基づく認知機能検査手数料	[略]	650円		59の2	道交法に基づく認知機能検査手数料	[略]	750円		
59の3	認知機	1人30分につき	350円		59の3	認知機	1件につき	1,400円	自動車安全運転センタ	

能検査 員講習 手数料		き				能検査 員講習 手数料				一が行う道 交法第97条 の2第1項 第3号イ、 第101条の 4第2項又 は第101条 の7第3項 の認知機能 検査の実施 に必要な知 識に関する 研修又は講 習で公安委 員会が定め るものを受 講した者に 対する講習 にあっては 、800円と する。
60 技能 検定員 資格者 証交付 手数料		[略 ]	<u>1,100円</u>			60 技能 検定員 資格者 証交付 手数料		[略 ]	<u>1,150円</u>	
61 技能 検定員 審査手 数料	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る道交法第99条の2 第4項第1号イの規定によ る審査（以下「技能検定員 審査」という。）	[略 ]	<u>23,100円</u>	技能検定員 審査を受け ようとする 者が付表1 の左欄に掲 げる審査細 目について の審査を免 除される者 である場合 にあつては 、付表1の 左欄に掲げ る審査細目 の区分に応 じて、金額 の欄に定め る額から付 表1の右欄 に定める額 を減じた額 とする。		61 技能 検定員 審査手 数料	大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免 許に係る道交法第99条の2 第4項第1号イの規定によ る審査（以下「技能検定員 審査」という。）	[略 ]	<u>23,400円</u>	技能検定員 審査を受け ようとする 者が付表1 の左欄に掲 げる審査細 目について の審査を免 除される者 である場合 にあつては 、同欄に掲 げる審査細 目の区分に 応じて、金 額の欄に定 める額から 同表の右欄 に定める額 を減じた額 とする。
	普通自動車免許に係る技能 検定員審査	同	<u>19,650円</u>				普通自動車免許に係る技能 検定員審査	同	<u>19,500円</u>	
	特定第一種運転免許に係る 技能検定員審査	同	<u>14,500円</u>				特定第一種運転免許に係る 技能検定員審査	同	<u>14,700円</u>	
	大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許又は普 通自動車第二種免許に係る 技能検定員審査で、これら の免許に対応する第一種運 転免許に係る技能検定員資 格者証の交付を受けている 者に対するもの（以下「大 型自動車第二種免許等に係 る技能検定員審査」とい う。）	同	<u>21,700円</u>				大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許又は普 通自動車第二種免許に係る 技能検定員審査で、これら の免許に対応する第一種運 転免許に係る技能検定員資 格者証の交付を受けている 者に対するもの（以下「大 型自動車第二種免許等に係 る技能検定員審査」とい う。）	同	<u>21,500円</u>	
62 教習 指導員 資格者 証交付 手数料		[略 ]	<u>1,100円</u>			62 教習 指導員 資格者 証交付 手数料		[略 ]	<u>1,150円</u>	
63 教習	大型自動車免許、中型自動	[略]	<u>14,600円</u>	教習指導員		63 教習	大型自動車免許、中型自動	[略]	<u>14,550円</u>	教習指導員

指導員 審査手 数料	車免許又は準中型自動車免許に係る道交法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)	]		審査を受けようとする者が付表2の左欄に掲げる審査細	指導員 審査手 数料	車免許又は準中型自動車免許に係る道交法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)	]		審査を受けようとする者が付表2の左欄に掲げる審査細
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	同	11,800円	目についての審査を免除される者である場合		普通自動車免許に係る教習指導員審査	同	11,850円	目についての審査を免除される者である場合
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	同	9,400円	にあつては、付表2の左欄に掲げる審査細目の区分に応じて、金額の欄に定める額から付表2の右欄に定める額を減じた額とする。		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	同	9,650円	にあつては、同欄に掲げる審査細目の区分に応じて、金額の欄に定める額から同表の右欄に定める額を減じた額とする。
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	同	12,750円			大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	同	12,450円	
64 運転 免許再 試験手 数料	準中型自動車免許に係る再試験	[略]	2,000円	道交法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,650円とする。	64 運転 免許再 試験手 数料	準中型自動車免許に係る再試験	[略]	1,900円	道交法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を試験車を使用して受ける場合にあつては、4,400円とする。
	普通自動車免許に係る再試験	同	1,950円	道交法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円とする。		普通自動車免許に係る再試験	同	1,750円	道交法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を試験車を使用して受ける場合にあつては、2,550円とする。

	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	同	1,750円	道交法第 100 条の 2 第 2 項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合においては、3,300円とする。					
	原動機付自転車免許に係る再試験	同	1,050円						
65	運転免許証更新手数料	同	2,500円						
65の2	[略]								
66	特定任意講習手数料	同	1,350円	1件につき					
		同	2,650円	同					
		同	1,500円	1人1時間につき					
66の2	運転経歴証明書交付手数料	[略]	1,000円						
66の3	運転経歴証明書再交付手数料	[略]	1,000円						
67	国外運転免許証交付手数料	[略]	2,400円						
68	講習手数料	[略]							
	道交法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習	同	2,100円						
	道交法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習（大型	同	4,100円						
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	同	1,650円						道交法第 100 条の 2 第 2 項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を試験車を使用して受ける場合においては、3,100円とする。
	原動機付自転車免許に係る再試験	同	1,000円						
65	運転免許証更新手数料	同	2,550円						
65の2	[略]								
66	運転経歴証明書交付手数料	[略]	1,100円						
66の2	運転経歴証明書再交付手数料	[略]	1,100円						
67	国外運転免許証交付手数料	[略]	2,350円						
68	講習手数料	[略]							
	道交法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習	同	1,950円						
	道交法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習（大型	同	4,450円						

自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）に限る。）				自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）に限る。）			
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習（準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）に限る。）	同	3,400円		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習（準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）に限る。）	同	3,500円	
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習（普通自動車免許に係る講習に限る。）	同	2,450円		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習（普通自動車免許に係る講習に限る。）	同	2,800円	
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる講習（大型自動二輪車免許に係る講習に限る。）	同	4,100円		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる講習（大型自動二輪車免許に係る講習に限る。）	同	4,150円	
[略]				[略]			
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講習	同	1,400円		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講習	同	1,500円	
[略]				[略]			
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講習	同	1,300円		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講習	同	1,400円	
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習	同	650円		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習	同	750円	
[略]				[略]			
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習（原動機付自転車免許に係る講習に限る。）	同	2,400円		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習（原動機付自転車免許に係る講習に限る。）	同	2,450円	
[略]				[略]			
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習（道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 4 に規定する違反運転者等に対する講習に限る。）	[略]		当該講習が道路交通法施行令第 43 条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定める <u>道路交通法施行令第 33 条</u> の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円とする。	道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習（道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 4 に規定する違反運転者等に対する講習に限る。）	[略]		当該講習が道路交通法施行令（ <u>昭和 35 年政令第 270 号</u> ）第 43 条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定める <u>同令第 33 条</u> の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円とする。
道交法第 108 条の 2 第 1 項	同	4,650円		道交法第 108 条の 2 第 1 項	同	5,100円	

第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）に限る。）					第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）に限る。）				
道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。）	同	4,650円	当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条で定める基準に該当するものにあつては、 <u>1,550円</u> とする。		道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。）	同	5,100円	当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条で定める基準に該当するものにあつては、 <u>1,950円</u> とする。	
道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。）	同	5,650円			道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。）	同	5,800円		
道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）に限る。）	同	2,000円			道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）に限る。）	同	2,250円		
道交法第108条の2第1項	同	2,000円	当該認知機能		道交法第108条の2第1項	同	2,250円	当該認知機能	

	第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。）			能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道交法第39条で定める基準に該当するものにあつては、 <u>4,300円</u> とする。				能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道交法第39条で定める基準に該当するものにあつては、 <u>4,450円</u> とする。	
	道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。）	同	<u>2,400円</u>			道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）に限る。）	同	<u>2,350円</u>	
	道交法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	同	<u>13,200円</u>	[略]		道交法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	同	<u>12,500円</u>	
	道交法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	[略]	<u>1,900円</u>			道交法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	[略]	<u>2,000円</u>	
						68の2 一般講習	1件につき	<u>1,350円</u>	
						チャレンジ講習	同	<u>2,650円</u>	
						特定任意高齢者講習（簡易）	1人1時間に	<u>1,800円</u>	
							つき		
	[略]					[略]			
69の2	自動車運転代行業認定申請手数料	[略]	<u>13,000円</u>			69の2	自動車運転代行業認定申請手数料	[略]	<u>12,000円</u>
69の3	自動車運転代行業認定証再交付手数料	[略]	<u>1,900円</u>			69の3	自動車運転代行業認定証再交付手数料	[略]	<u>1,700円</u>
	[略]					[略]			
70 自動車保管場所証	[略]					70 自動車保管場所証	[略]		

明申請 手数料	
71 [略]	
72 [略]	

付表 1（技能検定員審査手数料関係）

審 査 細 目	区 分	別表第 2 の金額 の欄に定める額 から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	[略]	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,600円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,300円
[略]	[略]	
3 道交法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,950円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,950円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,500円
6 自動車の運転技	大型自動車免許、中型自動車免許	1,750円

明書交 付申請 手数料			
71 自動車保管場所証明通知申請手数料	1 件につき	2,200円	
72 [略]			
73 自動車保管場所証明通知申請に係る保管場所標章交付手数料	1 件につき	550円	
74 [略]			

付表 1（技能検定員審査手数料関係）

審 査 細 目	区 分	別表第 2 の金額 の欄に定める額 から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	[略]	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,250円
[略]	[略]	
3 道交法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,500円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,500円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運転技	大型自動車免許、中型自動車免許	1,800円



能の評価方法に関する知識	又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査		能の評価方法に関する知識	又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
備考			備考		
<p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>2,450円</u>を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については <u>850円</u>を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>1,050円</u>を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については <u>3,100円</u>を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>550円</u>を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については <u>350円</u>を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>350円</u>を減ずるものとする。</p>			<p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>2,350円</u>を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については <u>900円</u>を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>1,100円</u>を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については <u>2,900円</u>を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>500円</u>を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については <u>300円</u>を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>300円</u>を減ずるものとする。</p>		

付表2 (教習指導員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第2の金額の欄に定める額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	[略]	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,600円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	[略]	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	[略]	
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,200円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,100円</u>
4 道交法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,550円</u>
	[略]	

付表2 (教習指導員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第2の金額の欄に定める額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	[略]	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,550円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	[略]	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,400円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
	[略]	
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
4 道交法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,600円</u>
	[略]	

に関する知識			に関する知識		
5 自動車教習所に 関する法令につ いての知識	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る教習 指導員審査	1,550円	5 自動車教習所に 関する法令につ いての知識	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る教習 指導員審査	1,600円
	[略]			[略]	
6 教習指導員とし て必要な教育につ いての知識	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る教習 指導員審査	1,400円	6 教習指導員とし て必要な教育につ いての知識	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る教習 指導員審査	1,500円
	[略]			[略]	
	特定第一種運転免許に係る教習指 導員審査	1,200円		特定第一種運転免許に係る教習指 導員審査	1,250円
[略]			[略]		
備考	<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>2,500円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については <u>3,150円</u>を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>250円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>100円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>100円</u>を減ずるものとする。</p>		備考	<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>2,400円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については <u>2,850円</u>を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>150円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については <u>150円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については <u>150円</u>を減ずるものとする。</p>	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の61の項の備考の欄の改正規定、同表の63の項の備考の欄の改正規定及び同表の68の項の備考の欄の改正規定（「定める道路交通法施行令」を「定める同令」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 第3条第1項第70号の改正規定、同項第72号を同項第74号とする改正規定、同項第71号の改正規定、同号を同項第72号とし、同号の次に1号を加える改正規定及び同項第70号の次に1号を加える改正規定並びに別表第2の70の項の改正規定、同表の72の項を同表の74の項とする改正規定、同表の71の項を同表の72の項とし、同項の次に73の項を加える改正規定及び同表の70の項の次に71の項を加える改正規定 平成30年5月14日